

一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 許 可 書

住 所 岡山県倉敷市川西町18番5-903号
氏 名 株式会社 アースクリエイト
代表取締役 三 好 員 弘

令和7年10月29日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次の条件を付して許可する。

令和7年11月19日

矢掛町長 山 岡 敦



記

- 1 業 種 一般廃棄物収集運搬（金属くず，ガレキ類，廃プラスチック類）
- 2 許可区域 矢掛町の指定する一般廃棄物集積場（矢掛町里山田99番地1）から，
矢掛町の許可を受けた処分場（矢掛町中172）間の運搬経路
- 3 許可期間 令和7年12月1日から令和9年11月30日まで
- 4 そ の 他 車両番号 4-1，4-2 とする。
許可に際しての条件 別紙 許可条件のとおり

一般廃棄物収集運搬業許可条件

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたもの（以下「業者」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守し、常に誠意と良識に基づいて作業を行い、許可条件を完全に実施すること。

- 1 業者は、許可に基づく収集運搬を行う場合、環境衛生上支障のないようにすること。
- 2 作業を行う者は、常に従業員身分証を携帯すること。
- 3 使用する収集運搬車両については、許可車両とすること。
- 4 業者は、収集運搬車両に別図標識のとおり一般廃棄物収集運搬許可車両である旨を表示すること。
- 5 町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3及び同法第7条の4並びに矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第23条の規定によるほか、業者に次の行為又は事実が生じたときは、一般廃棄物収集運搬業の許可の取消し又は停止を命じることができる。
 - (1) 許可業者として業務を遂行するに足りる設備、機材、人員及び財政的基礎に不足を生じたとき。
 - (2) 業者が自ら業務を実施しなくなったとき。
- 6 住民から苦情等あった場合は、速やかに対応し解決を図ること。
- 7 業者が作業中、矢掛町又は第三者に被害を及ぼした場合の損害賠償は、全て業者において処理すること。
- 8 この許可条件以外の事項が生じたときは、町長が別に指示する。